

平成 26 年度第 1 回千葉県動物愛護管理推進協議会

〔その他〕

1	千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱の一部改正（案） について	
(1)	要綱（案）	1
(2)	新旧対照表（案）	3
2	千葉県動物愛護推進員の活動報告について	5
3	千葉県動物愛護ボランティアの募集について	9

(案)

千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第39条に基づき、「動物愛護推進員」(以下「推進員」という。)の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るため、「千葉県動物愛護管理推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。
- (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。
- (3) 千葉県動物愛護管理推進計画に関すること。
- (4) その他動物の愛護及び管理に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、10名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、動物の愛護を目的とする団体、獣医師団体及び関係業界団体の代表者並びに一般県民(動物の飼養者等)及び学識経験者の中から、県が依頼する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に当たる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(招集)

第5条 協議会は、県が招集するものとする。

- 2 県は、必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 協議会には、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は千葉県健康福祉部衛生指導課においてこれを処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、県が別に定める。

第9条 この要綱は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第39条に基づき、「動物愛護推進員」(以下「推進員」という。)の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るため、「千葉県動物愛護管理推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。 (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。 (3) 千葉県動物愛護管理推進計画に関すること。 (4) その他動物の愛護及び管理に関すること。 <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会は、10名以内の委員をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員は、動物の愛護を目的とする団体、獣医師団体及び関係業界団体の代表者並びに一般県民(動物の飼養者等)及び学識経験者の中から、<u>県が依頼する</u>。 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <p>(役員)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、協議会の会議の進行に当たる。 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。 	<p style="text-align: center;">千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第39条に基づき、「動物愛護推進員」(以下「推進員」という。)の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るため、「千葉県動物愛護管理推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。 (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。 (3) 千葉県動物愛護管理推進計画に関すること。 (4) その他動物の愛護及び管理に関すること。 <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会は、10名以内の委員をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員は、動物の愛護を目的とする団体、獣医師団体及び関係業界団体の代表者並びに一般県民(動物の飼養者等)及び学識経験者の中から、<u>知事が委嘱又は任命する</u>。 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <p>(役員)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、協議会の会議の進行に当たる。 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(案)

新旧対照表

千葉県動物愛護管理推進協議会設置要綱

新	旧
<p>(招集) 第5条 協議会は、県が招集するものとする。 2 県は、必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(作業部会) 第6条 協議会には、作業部会を置くことができる。</p> <p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は千葉県健康福祉部衛生指導課においてこれを処理する。</p> <p>(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、県が別に定める。</p> <p>第9条 この要綱は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年6月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。</p>	<p>(招集) 第5条 協議会は、県が招集するものとする。 2 県は、必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(作業部会) 第6条 協議会には、作業部会を置くことができる。</p> <p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は千葉県健康福祉部衛生指導課においてこれを処理する。</p> <p>(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、県が別に定める。</p> <p>第9条 この要綱は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年6月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p>

動物愛護推進員の活動報告（平成25年度下半期）

動物愛護推進員活動報告書の内容を取りまとめた結果、推進員としての主な活動は、適正飼養・不妊去勢に関する助言、犬猫の譲渡先のあっせん、動物愛護センターでの譲渡動物の管理や譲渡への協力、フェスティバル等動物愛護週間行事やしつけ方教室への参加・協力、TNR活動、啓発物配布、災害時動物救護への協力等であった。

【参考】

動物の愛護と適正な飼養の助言

犬 752件 猫 861件 その他 3件

繁殖制限に関する必要な助言

犬 465件 猫 1,234件 その他 10件

譲渡のあっせん件数・頭数

犬 188件 147頭 猫 220件 194頭 その他 2件 1頭

県（政令市・中核市含む）への協力件数 98件

○ 困難な事例

1 飼い主等の意識に関するもの（9件）

避妊去勢処置を行うにあたり、費用の立替をしないと話が進まない事例が多かった。避妊去勢処置の依頼がある場合は、支払いの確約をとった上で依頼して欲しい。

犬猫の飼育目的が飼い主により異なるが、最低守らなければならない事項についての理解が得にくい場合がある。

不妊去勢手術に理解のない猫のエサやりについて（特に年寄り）

猫の飼育者に、外飼いの危険性やマナー違反であることを伝えるのは難しいと感じる。

エサやりなど周りからの理解をなかなか得られない。理解してもらうために避妊手術を勧めても年金生活の人たちが多く、なかなか手術が進まない。

地域猫活動がまだまだ周知されていなく、餌やりは悪であるとの刷り込みが根強い。餌やりも隠れてするとか置きエサする人が多く困っている。

飼育不適格者（ネグレクト、飼育環境が極端に悪い等）に対する啓発、助言。一人暮らし、男性、ゴミ屋敷、高齢者がキーワード。頑なな行動、態度、考えを変えるのは非常に困難。このような事例を民生員や行政等と連携しても実際に犬猫を保護するのはボランティア（推進員）になるケースが多い。保護しないとすると、犬猫にシワ寄せがくるので、虐待が疑われるケースでは、一時保管（保護）場所が必要だと痛切に感じている。

自宅前の電柱に排泄させる飼い主に止めるよう注意したが、聞き入れてもらえず、貼り紙をしても逆効果だった。

現在、飼えなくなった犬はすぐに引取りせず、本人に新しい飼い主を探すよう行政で指導しているが、結局のところりあえず探してみれば見つからなければ持参すればよいという人が多く見られ、どういう状況になっても飼い続けなければならない、飼い続けられるようにさせたいがなかなか指導が難しい。

2 推進員に関するもの（3件）

預かりや預かり先のあっせんなど無理なお願いがあった。

飼い主の事情で里親探しの依頼が増えてきている。特に高齢者の場合は、急なことが多いので一時的に預かってから探すことになるので大変なことが多い。

虐待飼育などに関して、動物愛護推進員という立場では限界があり、結果として虐待を防止できないケースがある。

3 その他（13件）

地域猫のエサ場でのトラブルや問題等

近所の子供がタヌキ（道で倒れていた）を拾ったと相談を受けた。警察にも相談したが、野生動物なので関与できないと言われ、土曜日だったため市役所にも連絡を取れず困った。

TNR活動を行っているが、公共団体が管理する公園等での活動をするうえで、協力が得られない場合がある。

地域猫活動と近隣住民とのトラブル

多頭飼育における飼い主本人の人間関係の構築

保健所管内において、地域猫活動に対応できる動物病院がほとんどないため、実質的にTNR活動を推進しにくい。（例、手術10日前にワクチン接種が条件、手術10日後に抜糸の必要あり、など、野良猫には無理な条件が課されている。）また、対応できる病院があっても料金が安い。野良猫の手術は一般より料金が安い病院もある。このような事情から、保健所・市役所の職員も地域猫活動を推進することができないのが現状である。

不適切なエサやりをする方とのコミュニケーション

不適切なエサやりをする方に対する不妊手術やエサやりを含む飼い主のいない猫の適正な管理のお願い。

高齢者宅のエサやりで、頭数の把握が困難。

野良猫への執着があり、手術してよい猫として欲しくない猫がいて捕獲するのも簡単にいかない。コミュニケーションをとりながら進めていくのが、時間がかかる。信頼関係がないとすすめられないので致し方ない。本人たちはすぐにでも入院や介護が必要になってもおかしくない状況なので、問題が大きくならないように手術だけでもと思うがなかなかかどらない。場所が繁華街であるので、聞き取りや捕獲の時の注射費用がかさむ。何回も行くのでガソリン代も含め費用がかかる。

多頭飼養の飼い主で、繁殖制限していなく、飼育困難な状況に陥った相談があり、当時は本人任せの対応しかできていなかったため、最終的に猫が9匹逃げたと言われた。逃がした本人は猫を探していない。周辺に60匹以上の飼い主のいない猫の手術を終えたところで非常に困っている。室内外で繁殖制限していない場合、外から分からないので問題が大きくなってからでは、頭数も多いので対応が難しくなる。多頭飼養の届出で回避できないものか。

猫の避妊去勢手術をするうえで、資金のない人の手術を自腹で行うことがあるので、県の協力があればと思うことが多々ある。

野良猫のエサやりの方々の不妊去勢手術実施の理解の欠如

○ 動物愛護推進員からの意見・感想等

1 行政に対する要望（14件）

捨てられる犬猫はシニアだったり病気を持っていたりで、行政での終生飼養の徹底を指導願いたい。

ペットは飼育者の敷地内で飼養することが原則であることを、県の広報や販売業者への徹底により、県民に広く伝えてほしい。

年2回のセミナーや商店街のイベントに参加して広報活動に力を入れているが、県でも広報紙などに載せるとか、市に依頼して町会等に「飼い主のいない猫対策事業」を広く広報していただきたい。

不妊手術に対しての広報を強化して欲しい。

避妊去勢手術の実施、終生飼養、適正飼養、完全室内飼いの普及啓発活動に力を入れてほしい。千葉市は3/1号の市政だよりに大きく取り上げられたので、千葉県も県政だよりに大きく取り上げてもらえるようお願いいたします。多くの県民に普及啓発できる一番の手段だと考えます。

動物愛護推進員に関して、県の広報などを通して、より多くの県民にその存在や役割を告知していただきたい。

保健所管内において、行政が主催の地域猫セミナーを定期的を開催する必要がある。

登録ボランティアの助けを借りて、動物愛護の普及啓発組織を構築する必要がある。

困ったエサやりさんには、いくらお願いしても、その方に問題を解決できる能力はないと思われるので、地域コミュニティーで対応となるが、そのための一般教養としての飼い主のいない猫対策が普及していない。新しい野良猫がいる→手術して管理しないとイケない、と自然に考えが及ぶような知識が必要。県にはもっと効率的な広報をお願いしたい。

動物愛護を広めるために、子供の頃からの学習が必要。命の教室を小中学校で行って欲しい。

災害時のペットの同行避難に関して、県、市区町村で計画案の提示が必要ではないか。また、訓練も必要で、災害時を考えると、飼い主のいない猫の現場をすすめるにあたり早目に着手していく必要性を感じる。

子供の教育が必要。

地域猫の問題というより多頭飼育の飼い主による問題が周辺住民からの苦情の根幹になっているように思われる。これについて、県主導で情報収集はできないか。

子供たちへの動物愛護の意識付けをお願いしたい。

2 適正飼養に関するもの（5件）

飼い主同士の積極的なコミュニケーションとアドバイスが必要

高齢者や一人暮らし等での安易な飼育が多く、結果的に処分となる犬猫はあまり減らない傾向にある。

地域によって飼い方も排泄についても違いはあるかと思うが、公共、私有のどちらも汚してはいけないとされていることを伝えられる地域では伝えていくべき。（チラシなど）

自治体から集合住宅での適正飼養（しつけ、食事等も含む）の話を受けたが、来てくれる方は問題ないが、来てくれない方に問題があるように思えた。

終生飼い続ける、続けなければならないという意識向上、飼い主のレベルアップ及び動物愛護の精神を子供の頃から指導していくことが大切である。学校の先生方の真の動物愛護がどの程度なのか知る方法があれば教えてほしいし、指導してみたい。

3 動物愛護推進員活動に対するもの（6件）

私共の活動に賛同はあっても協力は少なく、マンパワーの増加を切に願っている。

動物病院では、常に診察の中で飼い主等に助言を行っている。

犬猫あっせんの里親制度は一般的にも知名度はあがってきたが、まだまだ需要と供給のバランスが取れない。

上半期である4月現在の活動（地域猫の不妊去勢手術等）が多くなっている。

譲渡できた猫は全頭遺棄された猫だった。

保健所と連携して活動する推進員の数が少なすぎる。

4 不妊去勢に関すること（2件）

子猫の収容数が多く、大々的なTNRが必要かと思う。

誰もが活動を行いやすいように、飼い主のいない猫に対して安く手術してくれる病院が広範囲に必要である。

5 飼い主のいないねこに関すること（7件）

当動物病院での基準である地域猫と認めた場合は、割引料金にて避妊手術を行っている。

警察での保護動物の治療や一時預かりなども行っている。

県の飼い主のいない猫に対する方針が、市町村や関係機関に浸透しておらず、現場が動けずお手上げ状態になる例が少なくない。このような事態に相手方（関係機関など）に示せる猫に関する県の方針、協力依頼などを記載した文書が各保健所にあると助かる。

県の猫事業については、各自自分のかかりつけの病院で行えるようになると助かる。

平成26年度から町で飼い主のいない猫による苦情対策の減少を目的として、「地域猫活動」を推進し、不妊去勢手術費用の助成が決定した。今後は、船橋市をお手本とし、自治体と協力しあいながら「地域猫活動」の広報、サポートに努めたい。

猫のエサやりをしている方は、自分が飼い主であるという自覚はなく、野良猫という責任を負うことになることも分かっていないので、もっと猫に関する情報が隅々まで提供できる手段はないか。地域猫活動の普及だけでは間に合わない。犬と同じ登録制導入はできないか。

猫の世話をする方達の数は多い一方、これまで情報が提供されなかったことから一般の人々の関心は高いように思われる。

6 その他（4件）

町会等で犬の公衆トイレを作って欲しい。

条例に実験動物、特定動物のことを是非入れて頂きたい。

古い考えの人が多く、猫を土の中に埋めたり、川に流したりする人がいる。

条例に必要と考える事案

①頭数制限（犬猫合わせて〇頭まで、それ以上は届出）。（例）横浜市では犬猫合わせて計6頭だが飼育に対する意識も高い。千葉県では飼い主のモラル、マナー向上のためには計3頭から始めると良策と考える。

②散歩での排泄物の持ち帰り

③全ての犬猫の飼い主は定められた講習を各保健所にて受講する義務（真の目的は、水面下含む頭数確認と管理）

④全ての猫のエサやりも③同様講習受講義務

⑤条例違反は罰則

※高齢者の多い地域、農村にて新しいモラル、マナーを浸透、定着させる工夫が必要。（現状の必須事項も浸透していない）

平成26年度千葉県動物愛護ボランティア募集要項

「千葉県動物愛護ボランティア設置要綱」に基づき、平成26年度の募集を本要項により実施する。

1 応募要件

ボランティアは、次の各号の条件をいずれも満たしている方とする。

- (1) 千葉県内に在住、在勤、在学している方
- (2) 平成26年5月31日（土）に千葉県教育会館で開催する講習会を受講できる方、
又は前年度の千葉県動物愛護ボランティア登録者で継続を希望する方

2 募集人数

200名（前年度からの継続希望者を含む）

※応募者多数の場合は、地域等を考慮して選考し、選考結果については個別にお知らせする。

3 募集期間

平成26年2月1日（土）から平成26年4月10日（木）まで

4 活動内容

ボランティアは、次に掲げる活動を行うこととする。

(1) 平常時の活動

- ・ 動物愛護センター本所（富里市）又は同東葛飾支所（柏市）で開催する譲渡会、飼い主さがしの会、しつけ方教室等への参加・協力
- ・ 各保健所で実施する動物愛護に関する事業への参加・協力（各保健所から要請があったもの）
- ・ 千葉県動物愛護推進員が行う活動への協力（県又は各保健所から要請があったもの）
- ・ 千葉県が行う動物愛護管理事業への協力（月間事業、動物愛護フェスティバル等）
- ・ 動物の適正飼養等に関する普及啓発（普及啓発資料の配布等）

(2) 災害時の活動

- ・ 「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、動物救護本部、動物救護センターにおける事務管理、施設の運営維持、被災動物の世話等
- ・ 一時保管の依頼があった動物において、動物救護センターでの保管が困難な場合、施設の提供及び動物の管理（動物の一時保管）

5 活動期間

平成26年4月1日（新規の方は講習会受講後）から平成27年3月31日まで
（継続は可）

6 活動中の事故に対する補償

ボランティア活動保険に加入し、ボランティア活動中の事故に対処する。

7 応募方法及び問い合わせ先

ボランティア登録申請書を、千葉県ホームページからダウンロード、もしくは動物愛護センターや各保健所の窓口で受け取り、必要事項を記入の上、郵送、FAX又はE-mailにより下記連絡先へ応募する。

【連絡先】 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班 TEL 043-223-2642 FAX 043-227-2713 E-mail eisi3@mz.pref.chiba.lg.jp
--

※ボランティア登録用紙のダウンロード先

千葉県ホームページ>生活・福祉・医療>生活>動物・ペット>動物一般>
千葉県動物愛護ボランティアを募集します
(<http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/press/2013/boraboshuu.html>)

「千葉県動物愛護ボランティア」を募集します

千葉県では、平成22年度から千葉県動物愛護ボランティアを登録し、現在110名の方々に、飼い主への適正飼養の啓発や県が収容した動物を新たな飼い主に譲渡する事業にご協力いただいています。また東日本大震災においては、被災動物の一時預かりなどにもご協力いただきました。

この度、平成26年度に活躍していただける千葉県動物愛護ボランティアを下記のとおり募集します。

1 募集人数

200名（前年度からの継続希望者を含む）

※応募者多数の場合は、地域等を考慮して選考させていただきます。選考結果については、個別にお知らせします。

2 募集期間

平成26年2月1日（土）から平成26年4月10日（木）まで

3 活動内容

- ・動物の適正飼養に関する普及啓発
- ・動物愛護センター等が開催する譲渡会、飼い主さがしの会、しつけ方教室等への協力
- ・千葉県動物愛護推進員活動への協力（県又は保健所から要請があったものに限る）
- ・災害時における動物救護本部、動物救護センターでの事務管理、施設の運営維持、被災動物の世話、また保管依頼のあった動物の一時預かり等

4 活動期間

平成27年3月31日（火）まで

5 応募要件

千葉県内に在住、在勤、在学の方で、平成26年5月31日（土）に千葉県教育会館で開催する講習会を受講できる方、又は前年度の千葉県動物愛護ボランティア登録者で継続を希望する方

6 活動中の事故等に対する補償

活動中の事故に備えたボランティア活動保険の加入については県が負担します。

7 報酬及び交通費

ボランティア活動は無報酬とします。また、活動に要する費用や交通費等についても自己負担となります。

8 お申込み・お問い合わせ

千葉県健康福祉部衛生指導課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2642 FAX 043-227-2713 E-mail eisi3@mz.pref.chiba.lg.jp

